

夫 婦 共 同 扶 養 調 査 書

(配偶者が被保険者の扶養でなく子を申請する場合)

子の認定は、生計維持関係から、両親のうち収入の多い方に扶養されることになっています。
配偶者が被保険者の扶養でない場合、①の事項を確認していただき、子をどちらに申請するか
の判断をしてください。

離婚等により、配偶者がいない場合は、裏面の「備考」欄にその旨を記入して提出して下さい。

配偶者が科研製薬健保の被保険者の場合は、裏面の「備考」欄にその旨を記入して提出して下さい。

- ① 次の①又は②いずれかの場合は配偶者の扶養となりますので、まず、配偶者の加入している
健康保険に申請してください。

**①配偶者が、共済組合の被保険者で、申請する子の扶養手当が支給されている、または
今後は支給される見込みの場合**

②両者の年間収入を比較し、配偶者の方が1割以上多い場合（被保険者の収入×1.1倍）
(年間収入とは、お互いの前年度の収入で比較してください。)

ただし、前年度と子供を扶養するときからの収入源が異なる場合は今後受けられるであろう
お互いの年間収入を予測して比較してください。具体的には次のような場合です。

○被保険者の資格取得に伴う場合（被保険者が就職したので前年度と収入源が変わっている）

○現在加入されている世帯に子が出生した場合

(子が生まれたため、産後又は育児休業を取得するため)

○どちらかが、前年度は収入がない、雇用形態が変更になった、育児・傷病休業等であった場合

○定年後の再雇用等で収入（年金含む）に1割以上増減が生ずる場合

○その他特別な事情により前年度収入より今後受ける収入に1割以上の増減が生ずる場合

★認定していただけない場合は、裏面「配偶者の加入している健康保険等に申請したが不認定
となった理由」欄にその理由を記載し、その証明書類を添付して当組合に申請してください。

- ② 前記①に該当せず当組合に申請する場合は、裏面を記入し提出をお願いします。

但し、配偶者が科研製薬健保の被保険者の場合は提出は不要です。

記号・番号	・	被保険者名		配偶者の有無	有 ・ 無
-------	---	-------	--	--------	-------

①配偶者の方は、現在どこの健康保険に加入していますか等。該当するものに○をしてください。

①共済組合

勤務先から申請する子の扶養手当を支給されているか、支給される見込みがありますか

有 ・ 無

②国民健康保険（次のどのような理由で加入されていますか）

- ・収入が扶養の限度額を超えているため
- ・雇用保険の失業給付金・育児給付金等、健康保険の出産・又は傷病手当金を受給中で、日額が扶養の限度額を超えているためその間のみ加入している。（受給が終了したら被保険者の扶養となる。）
- ・その他（

③その他の健康保険 【健康保険名

】

☆「配偶者の加入している健康保険等に申請したが不認定となった理由」（不認定証明書添付）

②必要書類

◆配偶者の下記書類の何れかを提出して下さい。

- ・給与収入の場合：「課税・非課税証明書」または「所得証明書」
- ・自営業の場合：「確定申告書 第一表・第二表の控(写)」「収支内訳書(写)」
- ・青色申告の場合：「青色申告決算書(写)」（税務署）

◆被保険者又は被扶養者が育児休暇中で育児休業給付金を受給される方は支給決定通知書のコピーを提出して下さい。

③備考

--